

協 定 書

前橋工科大学（以下「甲」という。）と株式会社東和銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが保有する情報やノウハウ等を用いて相互に協力し、相互の発展に寄与するとともに社会の発展に貢献することを目的として、本協定を締結する。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、必要な事業を実施する。

（1）甲の研究成果等のシーズと地域企業の技術ニーズとのマッチング事業

（2）乙の取引先企業からの技術相談に関する支援

（3）地域企業の技術ニーズの情報収集及びそれに対する情報提供や支援

（4）その他前各号に定める相互協力に関する具体的事項及びその内容は、各事項毎に甲及び乙の間で協議して定める。

2 前項の相互協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、相手方はその責任を負わない。ただし、故意又は重大な過失により誤った情報を提供した場合及びこの協定に違反した場合は、この限りでない。

（費用負担）

第3条 第2条の相互協力に関し、甲及び乙それぞれにおいて発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担するものとする。

（秘密保持及び目的外利用の禁止）

第4条 甲及び乙は、第2条の相互協力により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく第3者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が第6条の有効期間が満了し、又は第7条による解除により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持の義務を負う。

（返還等）

第5条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を破棄することができる。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成26年3月末日までとする。

ただし、有効期間満了日の1か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙が本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

（その他）

第8条 本協定の内容は、甲及び乙の協議により変更することができる。

2 本協定に定めのない事項を定める必要がある場合及び本協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議により定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 前橋市上佐鳥町460番地1
前橋工科大学
学 長 辻 幸和



乙 前橋市本町二丁目12番6号
株式会社 東和銀行
取締役頭取 吉永 國光

